

令和 8 年度

# 鳥栖市 市民活動支援補助事業

募集期間：令和 7 年 12 月 8 日～令和 8 年 1 月 30 日

## 募集の手引き（簡易版）



### 市民活動シン隊「デキるんジャー」

私たちは、地域の課題解決のため、ボランティア、市民活動をやってる人、これから市民活動を始めようとしている人達を応援します！！

メイちゃん

ワアくん

キラちゃん



市民の皆さんのがんばりを出しやすくするために  
お手伝いします。

地域の輪、みんなの輪、市  
民活動の輪が作れるように  
お手伝いします。

市民の皆さんのがんばりを  
見つけられるようにお手伝  
いします。

とす市民活動センターキャラクター

鳥栖市 市民環境部 市民協働課

# 鳥栖市市民活動支援補助事業の概要

## ●目的

市民活動団体を支援し、自主的かつ自立的な市民活動を促進し、市と市民活動団体との協働関係の推進及び市民活動の活性化を図ることを目的としています。

## ●補助事業の対象団体

鳥栖市市民活動団体の登録に関する要綱に基づく登録団体で、代表者の年齢が16歳以上である団体が対象です（特定非営利活動法人の代表者である場合は年齢の制限はありません）。事前に市へ団体登録の手続きが必要です。詳しくは「鳥栖市民活動団体登録制度のご案内」をご覧ください。市民活動※を行うことを主たる目的とし、次の要件のすべてにあてはまる市民活動団体です。

- ① 市内に事務所や活動拠点があり、主に市内で活動する団体であること
- ② 特定非営利活動促進法 別表に掲げる活動を自発的に行っていること
- ③ 営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っていること
- ④ 5人以上の構成員がいること（1人以上の市民を含む）
- ⑤ 規約等を定めていること
- ⑥ 法人でないこと（特定非営利活動法人は対象です）
- ⑦ 政治・宗教・選挙活動を目的としていないこと
- ⑧ 暴力団等でないこと

※市民活動：特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動であって、市内において行う自主的で公益的な活動

## ●補助事業の対象事業

補助対象団体が実施する市民活動であり、かつ市長がその活動が市内の課題解決に寄与すると認める事業

## ●補助事業の対象とならない事業

- ・団体の維持や運営が主な目的の事業
- ・特定の個人や団体、また構成員のみが利益を受ける事業
- ・政治・宗教・営利目的に関する事業
- ・鳥栖市からの補助金（公共的団体（観光協会等）が市からの補助金を原資として交付する助成金等を含む。）を受けている事業

## ●補助事業の交付条件（注意）

令和8年度予算の成立が条件となります。

## ●補助事業認定の特典

◇市報、ホームページで事業の広報ができます。◇広報チラシを市の施設へ配架できます。

◇市民フェスタ、実績報告会等で活動のPRができます。

## ●補助の種類

補助の種類	① スタートアップ支援 (団体強化への支援) 	② ステップアップ支援 (事業への支援) 	③ パワーアップ支援 (長期事業への支援) 
補助要件	★市民活動団体が、団体のPR及び基盤強化等市民活動の充実を図る事業 <u>※立ち上げたばかりの団体でなくとも申請できます。</u>	★市民活動団体が行う事業で、公益の増進、社会的課題の解決への取り組み等地域に活気を与える創意工夫にあふれるもの	★市民活動団体が行う長期的・計画的な視野に基づく事業で、公益の増進、社会的課題の解決への取り組み等地域に活気を与える創意工夫にあふれるもの
補助金額	最高10万円を上限 補助対象経費の100%	最高30万円を上限 補助対象経費の100%	最高10万円を上限 補助対象経費の90%
回数制限	1団体1回限り	1事業1回限り	1事業1回限り (必要に応じて最長3か年)

## 【補助対象経費】

補助対象となるのは申請される事業に要する経費のみです。他の事業と共通する運営費や管理費等については原則として対象になりません。

		内容	認められるもの（例）	原則として認められないもの（例）
1 報償費		◎外部講師等への謝礼	◇外部の講師・専門家への謝礼、調査・研究等に係る報償費	◆内部講師への謝金、図書券、テレホンカード等の金券、菓子折り等
2 旅費		◎講師等の交通費、宿泊費等	◇講師等の移動、現地調査等に係る交通費(飛行機代、バス代等)、宿泊費等	◆内部講師や参加者の交通費、宿泊費等
3 需用費	消耗品	◎文具等事業実施に必要な消耗品費	◇コピー用紙、消毒液	
	燃料・光熱水費	◎事業等に必要な機材、車両等の燃料代	◇ガソリン、軽油等	◆スタッフ、参加者等の移動の燃料費
	印刷製本費	◎チラシ・パンフ等の印刷製本費等	◇チラシ、パンフレット、冊子の印刷費	◆団体PR用冊子(スタートアップ支援を除く)
	食糧費	◎弁当代	◇昼食の必要がある5時間以上の事業の弁当代 (補助対象額は300円/人以内)	◆打ち合わせ等のお茶菓子等
4 役務費	通信費	◎事業の実施に必要な郵便等の通信費	◇はがき、切手、送料	◆運営費と区別できないもの 〔電話代、携帯電話代、インターネット接続料等〕
	手数料	◎サービス提供への対価	◇振込手数料、クリーニング代等	
	保険料	◎事業実施に必要な保険料	◇ボランティア保険、行事保険等	
5 使用料・賃借料		◎事業実施に必要な会場使用料、車両・器具等の賃借料	◇会場使用料、車両、機材リース料、高速道路料金	◆スタッフ、参加者等の移動経費等
6 備品購入費		◎事業実施にあたり必要不可欠なもので長期に使用する物品・ソフト等の購入費	◇団体PR用看板・横断幕(スタートアップ支援のみ)、ソフトウェア等(見積書、カタログ等の写し提出必要)	◆パソコン、カメラ、コピー機等他の事業においても使用可能な汎用性の極めて高い物品
7 その他の経費		◎その他市長が認める経費 例:事業実施のため短期の雇用(アルバイト代等) (スタートアップ支援を除く)	◇事業実施(イベント)当日の機材搬入、場内整理等、業務のためのアルバイト代等 (補助対象経費の20%以内、佐賀県最低賃金を上限)	◆事業実施に関係のない業務や事業に関わらない期日の業務でのアルバイト代等、スタッフの賃金

# 鳥栖市市民活動支援補助事業の応募方法

## 【1】応募書類（各1部）

- (1) 鳥栖市市民活動支援補助事業申込書
- (2) 団体活動計画  
※スタートアップ支援のみ
- (3) 長期事業計画書  
※パワーアップ支援のみ
- (4) 団体の収支予算書
- (5) 団体の直近事業年度の収支決算書  
※設立1年未満を除く
- (6) 見積書・カタログ等写し  
※備品購入費がある場合のみ
- (7) 同意書 ※未成年の代表者である場合

## 【2】申し込み 受付期間

令和7年12月8日（月）  
～ 令和8年1月30日（金）

郵送の場合は令和8年1月30日（金）必着

## 【3】提出先

【持参】市民協働課

（平日8：30～17：15）  
又は、とす市民活動センター  
(10：00～18：00 水・祝日除く)

【郵送】鳥栖市 市民協働課宛て

※メールでも受付可 [kyoudou@city.tosu.lg.jp](mailto:kyoudou@city.tosu.lg.jp)

## 【4】選考方法

鳥栖市市民活動支援事業検討懇話会において事業内容を選考し、市長が選定します。

## 【5】スケジュール（募集開始から事業終了まで）

令和7年 随時	事前相談
12月8日	募集開始
令和8年 1月30日	応募締切（当日必着）
2月28日	◆面接審査
3月下旬	審査結果通知
4月1日	事業開始 補助金交付申請・決定
4月下旬	補助金の請求・支払
4～5月	※意見交換会
5月	◆認定書交付式
8月	◆中間交流会
令和9年 2月28日	事業完了
3月	実績報告書の提出
5月中旬	◆公開実績報告会

市民フェスタ（令和9年10月）でパネル展示します。  
(注意) ◆の付いたものは、団体にご参加いただきます

## 【6】情報の公開

応募書類等の提出書類は市民協働課において市民の閲覧に供します。

また、補助金の交付を決定した事業についても市HP等により公表します。

市民協働課 又は とす市民活動センターへ

☆ お気軽にご相談ください ☆



### 【問合せ先】

- 市民協働課 〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地  
平日8：30～17：15 ※時間外は要相談

※市民協働課にお越しの際は、事前にご連絡ください。（TEL85-3576）

- とす市民活動センター 〒841-0026 鳥栖市本鳥栖町537番地1 フレスポ鳥栖2階  
10：00～18：00 水・祝日除く